

小田原市下水道管路包括的維持管理業務
事業者選定基準

令和4年3月
小田原市上下水道局

目 次

1	事業者選定基準の位置づけ	1
2	事業者選定の概要	1
2.1	事業者選定の方式	1
2.2	事業者選定の方法	1
2.3	事業者選定の体制	1
3	優先交渉権者決定の手順	2
4	応募資格の審査	3
4.1	応募資格審査	3
(1)	応募資格審査書類の審査	3
(2)	応募資格要件の審査	3
4.2	応募資格審査結果の通知	3
5	提案書類の審査	4
5.1	必要書類の確認	4
5.2	提案内容の審査	4
(1)	提案価格の確認	4
(2)	提案内容の審査	4
5.3	総合評価点の算出方法	4
(1)	配点方針	4
(2)	提案書類の審査項目等	4
(3)	技術評価点の得点化方法	7
(4)	価格評価点の得点化方法	7
5.4	総合評価点の下限值	7
5.5	総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定	8
(1)	総合評価点の算定	8
(2)	最優秀提案等の選定	8
(3)	最優秀提案者等の選定	8
5.6	優先交渉権者の決定	8
5.7	審査結果の通知及び公表	8

1 事業者選定基準の位置づけ

小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定基準（以下「選定基準」という）は、小田原市上下水道局（以下、「本市」という）が所有する下水道管路（汚水）の維持管理について「包括的民間委託」を採用し、「小田原市下水道管路包括的維持管理業務（以下、本業務という）」を実施するにあたり、民間事業者（以下「事業者」という）を選定する方法及び基準を示すものである。

2 事業者選定の概要

2.1 事業者選定の方式

本業務は、本市が所有する下水道管路（汚水）の維持管理に関する各業務等について、事業者の体制やノウハウを活用した創意工夫が求められることから、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、業務提案による技術面等の非価格要素とともに、提示された参考見積額の価格面を合わせて総合的に評価する。

2.2 事業者選定の方法

事業者の選定は、応募資格審査及び提案書類の審査により行う。

応募資格審査は、応募者の応募資格について審査を行う。

提案書類の審査は、要求水準との適合性及び各業務の妥当性、確実性及び有効性、価格面等の審査を行う。

2.3 事業者選定の体制

審査にあたっては、本市が応募資格審査、提案書類の確認を行ったうえで、本市が設置した小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）において、公平性及び透明性を確保し、提案内容の審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

本市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、本業務における優先交渉権者を決定する。

3 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。

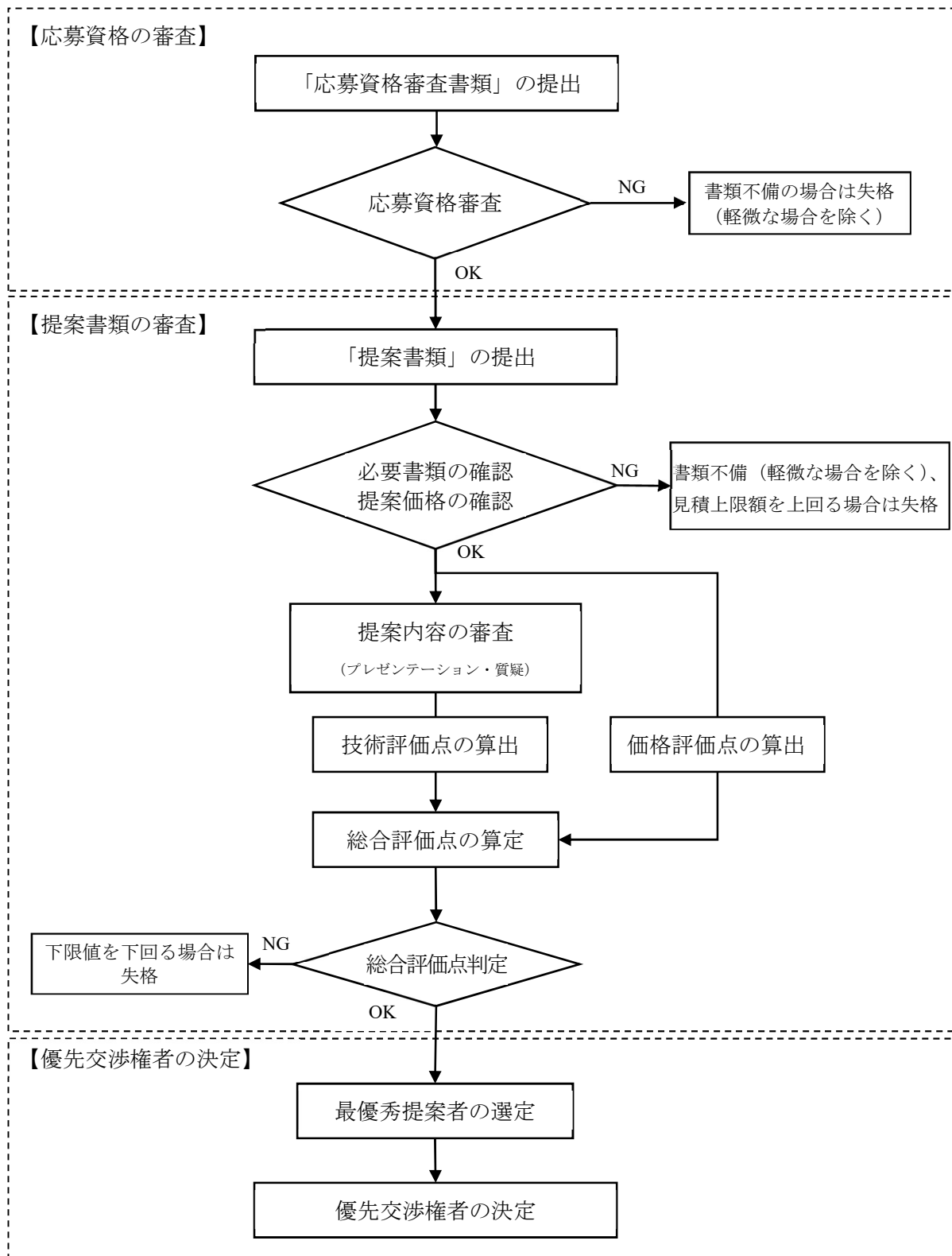


図 3-1 優先交渉権者選定フロー

4 応募資格の審査

4.1 応募資格審査

(1) 応募資格審査書類の審査

本市は、本業務の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

表 4-1 応募資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「4.2」の各項目

4.2 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

5 提案書類の審査

5.1 必要書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、追加提出を求める。

5.2 提案内容の審査

(1) 提案価格の確認

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限額以内であることを確認する。見積上限額を超えた場合は失格とする。

(2) 提案内容の審査

提案内容の審査から優先交渉権者決定までを選定委員会で行う。選定委員会は応募者ごとに実施するプレゼンテーションと、当該応募者に対する質疑により審査を実施する。選定委員会の概要は次のとおりとし、詳細は応募者の代表企業へ通知する。

ア 実施時期

令和4年(2022年)7月22日(金)

イ 実施場所

小田原市上下水道局

ウ 実施方法

応募者のプレゼンテーションによる説明後、選定委員から応募者への質疑を実施する。プレゼンテーションは選定委員が応募者の説明内容を把握しやすいように、Microsoft Office PowerPoint等のプレゼンテーションソフトを使用すること。

エ その他

プレゼンテーション及び質疑は、非公開で実施する。プレゼンテーションは提案書類に記載した内容に限るものとし、追加資料の配布は認めない(プレゼンテーション内容の印刷物の配布は認める)。

5.3 総合評価点の算出方法

(1) 配点方針

提案書類で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ、800点及び200点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

<p>総合評価点 (1,000 満点) = 技術評価点 (160 点×5 人=800 満点) + 価格評価点 (200 点満点)</p>
--

(2) 提案書類の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出にあたり、提案内容の審査における評価項目及び評価の着眼点(判断基準)等は、表5-1のとおりとする。

また、提案内容の審査における評価対象、評価項目については、プレゼンテーション及び質疑の実施結果を踏まえて評価する。

表 5-1 評価項目及び配点

評価区分	評価項目	評価の着眼点		配点		様式
技術評価 160点 ×5人 =800点	統括監理業務 各業務の要求事項に対する考え方や提案について	業務全般の統括監理業務	<ul style="list-style-type: none"> 代表企業として業務全般のマネジメントや実施体制などの考え方が的確か評価する。 各業務における本市への報告、連絡、相談方法やセルフモニタリングの実施内容などが的確か評価する。 	20点 × 5人	100点	様式13-1-1
		維持管理情報の管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 業務情報の一元的な電子化とその蓄積方法について、実務的な提案となっているか評価する。 ICT(情報通信技術)を活用した新たな提案について評価する。 	20点 × 5人		様式13-1-2
		下水道管路維持管理計画策定業務	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理情報の活用方法や、本市の現状を踏まえた計画策定の考え方が適切か評価する。 本業務の点検、調査結果等の反映方法について適切か評価する。 	20点 × 5人		様式13-1-3
	計画的維持管理業務	計画的点検、調査、清掃、修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> 各業務における実施計画の考え方についての的確かつ実務的な提案となっているか評価する。 	10点 × 5人	50点	様式13-2-1
		計画的改築業務	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に向けた取付管の調査方法、更生の可否判断基準、更生工法及び実施箇所を選定方法は適切か評価する。 工事の実施について実務的な提案となっているか評価する。 	20点 × 5人		様式13-2-2

評価区分	評価項目	評価の着眼点	配点		様式	
	住民対応等業務	住民対応業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への対応方法や記録方法、ワンストップ化の実現に向けて的確かつ実務的な提案となっているか評価する。 ・本事業の周知や広報の取組みについての的確かつ実務的な提案となっているか評価する。 	15点 × 5人	75点	様式13-3-1
		事故対応業務 (清掃等、修繕)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時における発注者と協力企業との体制や考え方が的確かつ実務的な提案となっているか評価する。 ・近隣住民への配慮及び周知の方法について適切な提案となっているか評価する。 ・災害時を除く大規模修繕、小規模修繕の場合の体制について適切な提案となっているか評価する。 	15点 × 5人	75点	様式13-3-2
	危機管理 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の人員配備計画や緊急連絡体制について適切な提案となっているか評価する。 ・災害発生時の想定が充分であり、具体的かつ効果的な対策が述べられているか評価する。 	15点 × 5人	75点	様式13-4	
	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の人材、企業などの各種地元資源の活用など、地域貢献について具体的に述べられているか評価する。 	10点 × 5人	50点	様式13-5	
	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・本市防災訓練への参加について、構成企業としての実績を評価する。 ・災害対応実績について、構成企業の実績件数に応じて評価する。 	5点× 5人	50点	様式13-6	
		<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した取組み状況について評価する。 ・女性活躍や障がい者雇用の取組み状況について評価する。 	5点× 5人			
	業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全般にわたり、効果的かつ実施可能な業務改善の取組みが具体的に述べられているか評価する。 	5点× 5人	25点	様式13-7	
価格評価	<ul style="list-style-type: none"> ・最低価格満点方式とし提案価格を評価する。 	200点	200点			
総合評価点合計			1,000点	1,000点		

(3) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価の着眼点ごとに表 5-2 のとおり 5 段階の評価を行い、得点化する。技術評価は各選定委員がそれぞれ行う。応募者の技術評価点は、各選定委員が得点化した点数の和とする。

なお、技術評価点は、小数点第 1 位以下を四捨五入し、整数で求める。

表 5-2 評価基準と得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について具体的提案内容が極めて優れている。	配点×1.00
B	当該評価項目について具体的提案内容が優れている。	配点×0.75
C	当該評価項目について具体的提案内容が妥当である。	配点×0.50
D	当該評価項目について具体的提案内容が概ね妥当である。	配点×0.25
E	当該評価項目について具体的な提案がない。	配点×0.00

(4) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

なお、価格評価点は、小数点第 1 位以下を四捨五入し、整数で求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (200 点)} \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該応募者の提案価格})$$

5.4 技術評価点の下限值

技術評価点には下限値を設けるものとし、応募者の技術評価点が 200 点未満（技術評価点 800 点×25%未満）の場合は当該応募者を失格とする。

5.5 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

(1) 総合評価点の算定

各応募者について、以下の算定式によって総合評価点を算出する。

総合評価点 (1,000 点満点)	=	技術評価点 (160 点×5 人=800 点満点)	+	価格評価点 (200 点満点)
----------------------	---	------------------------------	---	--------------------

(2) 最優秀提案等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

ただし、総合評価点と同点の場合は、技術評価点が高い提案を最優秀提案として選定する。

技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「統括監理業務」に関する点数が高い提案を最優秀提案として選定する。同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案を決定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案として選定する。

(3) 最優秀提案者等の選定

最優秀提案となった応募者を最優秀提案者、優秀提案となった応募者を優秀提案者として選定する。

5.6 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。応募者が1者のみであった場合においても応募者の審査を行い、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。

5.7 審査結果の通知及び公表

本市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市ホームページで優先交渉権者となった代表企業の名称及び構成企業、総合評価点、審査講評について公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者を除く、各応募者の代表企業の名称及び構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本市に説明を求めることができる。